

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれ自らの役割を十分に認識し、連携・協働して取組を進めることが必要です。

また、国・都・周辺自治体等の関係機関や、市内の他所管との連携を強化し、効果的に計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画で定める施策の着実な実施のため、以下により、計画の進捗管理を行います。

(1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

本計画の実施にあたり、一般廃棄物処理実施計画を策定し、毎年度見直しながら着実な事業実施を図ります。

(2) 進捗状況の管理

本計画において定める計画目標及び参考指標について確認するとともに、各施策の進捗状況を把握し、部内組織において実施状況に応じた対応策の検討を行います。

検討結果は、東村山市廃棄物減量等推進審議会に報告します。

(3) 進捗状況の公表

各施策の進捗状況や数値目標の達成状況について、市ホームページ等で公表します。

